

損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関し指示する件

(昭和二十二年九月二十日大蔵省告示第二百十八号)

昭和二十二年法律第九号生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律第三条の規定により、損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関し次のように指示する。

昭和二十二年法律第九号生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律施行の日(昭和二十二年九月二〇日)における損害保険中央会の財産目録に掲げられた負債のうち基金及びこれに見合う資産に係る損害保険中央会の権利義務は、大蔵大臣の承認を経て、これを損害保険中央会に残し、その他の資産及び負債に係る損害保険中央会の権利義務は、東亜火災海上保険株式会社がこれを承継する。